

鳥取市営住宅身体障がい者向け住宅入居者を次のとおり随時募集します。

## 1 募集する住宅の概要

随時募集住宅一覧内の種別が「身障者」の住宅。

## 2 入居資格

次の(1)から(6)までのすべての条件にあてはまること。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者又は単身者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。
- (2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。  
月額所得139,000円以下
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は同居親族が身体障がい者（身体障がい者手帳1級から4級までの程度の障がいを有する者）のうち常に車椅子の使用を必要とする者であること。  
（「常時、車いす使用が必要なこと」について確認できる「医師の診断書」と「身体障がい者手帳」の写しが必要です。）
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## 3 入居条件

車椅子使用者向けに設計された部屋のため、入居後に車椅子使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡すこと。

## 4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

## 5 申込みにあたっての注意事項

- (1) 事前に交通機関や学校区等などの住環境を確認してから申込みください。
- (2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので、申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
  - ① 夫婦を分割した世帯で、申込締切日現在、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
  - ② 内縁関係での申込みの場合は、次の要件をすべて満たすこと。
    - ・同居している
    - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
    - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
  - ③ 他に扶養すべき人がいる親族（税法上の扶養関係がない親族等）の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
  - ④ 単に自立（独立）という理由や家庭内の問題（親子関係の不仲など）という理由での申込みはできません。
- (4) 申込者及び同居親族が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅（県営住宅、市町村営住宅など）に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。（家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など）

## 6 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人（年間総収入が100万円程度あり、住宅入居後に同居者とならない者）が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。

なお、次のいずれかに該当する入居申込者(入居名義人)のうち、本人の相当の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難と認められる時は、連帯保証人の連署を免除できる場合があります。

- ①配偶者からの暴力被害者で、その事実を公的書類で証明できる方。
  - ②65歳以上の方。
  - ③随時募集要項「一般」の「2入居資格（2）イの(ア)～(ウ)」のいずれかに該当する方。
  - ④随時募集要項「一般」「2入居資格（2）ウ」に該当する方。
  - ⑤鳥取市の指定する家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した方。
  - ⑥鳥取市の指定する家賃債務保証業者に家賃に関する保証委託契約の締結を申し込んだが否認された方。
- (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに住宅に入居すること。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁であること。